

仕 様 書

1 業務名

英国・アイルランド出張に係る通訳者手配等業務

2 目的

英国・マンチェスター市及びアイルランド・ダブリン市への出張に当たり、必要となる通訳者の手配等を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和6年11月14日（木）まで

4 履行場所

英国・マンチェスター市、アイルランド・ダブリン市

5 内容

(1) 通訳手配

ア 実施日

令和6年10月23日（水）、24日（木）、25日（金）、28日（月）、29日（火）

イ 業務内容等

① アイルランド出張に係る通訳

（履行場所：アイルランド・ダブリン市）

No.	月 日	従事時間	内 容
1	10月23日（水）	13:00～17:00	・スピーチ、面会、夕食会時の逐次通訳 ・随行通訳等
2	10月24日（木）	9:00～21:00	
3	10月25日（金）	9:00～17:00	
〔通訳の条件等〕 （ア）通訳の言語：日本語及び英語 （イ）人 数：1名 （ウ）通訳者のクラス：最上級 （エ）そ の 他：通訳者は、経験年数5年以上で、核軍縮や核兵器廃絶をテーマとする国際会議等における実績がある者とする。			

② 第13回平和首長会議理事会の開催に係る通訳

（履行場所：英国・マンチェスター市）

No.	月 日	従事時間	内 容
1	10月28日（月）	8:00～21:00	・会議、夕食会等での同時通訳 ・会議等における発言の逐次通訳
2	10月29日（火）	9:00～17:00	
〔通訳の条件等〕 （ア）通訳の言語：日本語及び英語 （イ）人 数：2名 （ウ）通訳者のクラス：最上級 （エ）そ の 他：通訳者は、経験年数5年以上で、核軍縮や核兵器廃絶をテーマとする国際会議等における実績がある者とする。			

(2) 簡易無線同時通訳システム手配

ア 使用場所

アイルランド・ダブリン市、英国・マンチェスター市

イ 数量

(ア) 送信機 2台

(イ) 受信機 11台（うち1台予備）

※ 乾電池が必要であれば従事時間分用意すること。

ウ 納入日

10月11日（金）

エ 返却日

11月8日（金）

オ 納入場所

公益財団法人広島平和文化センター国際部平和首長会議運営課

6 報告事項

- (1) 受注者は、委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書を発注者に提出すること。また、業務に従事させる通訳者の経歴が分かる書類も併せて提出すること。
- (2) 受託者は、委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を、発注者に提出すること。委託業務実施報告書の提出期限は、業務が完了した日から起算して10日目とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

7 検査完了期日（期限）

発注者がそれぞれ行う検査の完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

8 支払い等

発注者による検査完了後、受注者は契約書に記載の支払内訳に応じ、適法な請求書を発注者それぞれに提出すること。発注者は、請求書に基づき、次に定める支払い方法により支払う。

(1) 請求期限

検査完了後10日目

(2) 支払期限（期日）

役務の提供が終了した日から起算して60日目に当たる日とする。

ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

(3) 支払方法等

口座振込により支払う。

支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。

9 その他

- (1) 現地での通訳業務従事上必要な費用（交通費及び宿泊費等）に関しては、発注者が負担することとし、その他の経費は全て受注者が負担すること。
- (2) 受注者は、業務の履行に際しては、事前に発注者と業務の日時及び作業方法等について協議すること。
- (3) その他、この契約に関し疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、協議の上定める。